

## 令和6年度 第1回大磯町総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和6年11月7日(木)  
開会時間 午前9時30分  
閉会時間 午前10時55分
2. 場 所 大磯町郷土資料館本館 研修室
3. 構成員 池 田 東一郎 町長  
府 川 陽 一 教育長  
濱 谷 海 八 教育長職務代理  
曾 田 成 則 教育委員  
トーリー 二 葉 教育委員  
末 續 慎 吾 教育委員(欠席)
4. 事務局 藤 本 道 成 政策総務部参事(政策担当)  
秋 本 篤 史 政策総務部政策課長  
成 田 一 平 政策総務部政策課政策係長  
伊 藤 諄 政策総務部政策課主任主事  
大 槻 直 行 教育部長  
波多野 昭 雄 教育部学校教育課長  
辻 丸 聖 順 教育部学校教育課主幹(コミュニティ・スクール推進担当)
5. 傍聴人 3人
6. 議 題  
協議事項  
(1)「大磯町におけるいじめ防止対策について」  
(2)「児童生徒の事故等の状況について」

## 7. 会議概要

### 【開会】

政策課長) ただ今から、令和6年度第1回大磯町総合教育会議を始めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、政策総務部政策課長秋本でございます。

よろしくお願いいたします。

総合教育会議は、原則、公開での開催となりますが、本日の協議事項(2)「児童生徒の事故等の状況について」につきましては、個人情報等の保護の観点から、非公開とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

また、本日は、報道関係の方もいらっしゃいます。

写真撮影について許可をしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、撮影を許可したいと思います。なお、報道関係の方におかれましては、傍聴席側の撮影については、御遠慮いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは始めに、池田町長から御挨拶申し上げます。池田町長、よろしくお願いいたします。

### 【池田町長挨拶】

池田町長) 皆様、おはようございます。町長の池田東一郎でございます。

大変、お世話になりまして、ありがとうございます。

めっきり寒くなってまいりまして、夏が長くて、秋がほとんどなく、既に冬みたいな感じで、これも地球温暖化の影響なのかなと思いながら、今日がやってまいりました。この寒暖の差が激しい、気候変動が激しい中、本当にお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

今日の御挨拶は大統領選挙の話を切り出さないといけないかなと思っておりまして、ハリスさんが勝つにせよ、トランプさんが勝っても、私はどちらでもよかったのですが、132年ぶりに一旦落ちた大統領が再登板となったそうです。私は選挙戦を見ていて、本当にネガティブキャンペーンがすごくて、お互いがあれだけ貶し合って子どもたちはどうなっているのかなと言うのが、選挙戦を見ていて日に日に積もった一つの思いです。子どもに真似しないように言っているのかなと思いながら、テレビの報道を観てまいりました。日本の子どもがあまり真似をしないように、他人の悪口を言い合って色々なことを進めないことがあまりないようにしないといけないというのが、今日の私の大統領選挙を踏まえた感想でございます。

ということで、大磯町総合教育会議を始めさせていただきますが、本日の議題は、「大磯町におけるいじめ防止対策について」とさせていただきます。

令和6年10月に文部科学省が発表した「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」というものが出ておりまして、令和5年度のいじめの認知件数は、約73万件で、神奈川県においても、いじめの認知件数は44,274件と初めて4万件

を超えてしまい、あまり好ましくない状況であり、3年続けて過去最多を更新しているということです。大磯町においてもいじめ問題は深刻な状況にあります。

本日の会議は、このような状況を踏まえて、大磯町における「いじめ」の防止に向けた今後の取組みについて現在の検討内容を委員の皆様、教育長から御意見、御提案をいただきたく、有意義な会議となりますよう進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

政策課長) 池田町長、ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。議事に入ります前に、本日、お配りしていただきます資料の確認をさせていただきます。まず、会議の次第、2つ目が総合教育会議の構成員名簿、3つ目、席次表、4つ目、資料1「大磯町における今後のいじめ防止対策について」、5つ目、説明資料1になります。以上5点となります。資料の不足等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それではこれから議題に入らせていただきます。議事の進行は、大磯町総合教育会議要綱第4条第1項の規定により「町長が議長となる」とされていますので、議事の進行につきましては、池田町長にお願いしたいと思えます。

池田町長、よろしくお願ひいたします。

#### 【協議事項(1)「大磯町におけるいじめ防止対策について」】

池田町長) それでは、議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進むよう、皆様の御協力をお願いします。

会議次第に基づきまして、進めてまいります。

本日の議題は2件です。協議事項(1)「大磯町におけるいじめ防止対策について」、事務局より説明をお願いします。

政策課長) 事務局です。それでは説明用資料1に沿って御説明をさせていただきます。説明用資料1は正面にございますパワーポイントで投影していますので、そちらを御覧いただきながら、聞いていただければと思います。長くなりますので、座って説明をさせていただきます。

それでは、協議事項(1)「大磯町における今後のいじめ防止対策について」、事務局より御説明申し上げます。

令和5年度の総合教育会議では、「今後の町のいじめ対策について」をテーマに会議を開催しました。この中で、いじめは重大な人権問題であること、いじめについて、子ども・保護者・学校関係者のそれぞれの立場で考えることにより、予防対策・早期発見により「いじめ」をなくすという意識を高め、町の教育行政を進めてまいりました。

本日は、令和5年度の総合教育会議において令和6年度実施に向け、取り組むとしていました「アプリ活用による早期対応」について、続いて、令和7年4月からの実施に向け、事業実施を検討しています「相談体制の構築」、さらなる町のいじめ防止のための条例制定

に向け「(仮称)大磯町子どもをいじめから守る条例」について御説明させていただき、皆様から御意見をいただければと存じます。

まず令和6年度から取り組み始めました「アプリ活用による早期対応」についてです。

これは、国のGIGAスクール構想により町が整備している1人1台端末(ipad)を活用し、毎朝子どもたちが登校した際などに、自分の心の状態をイラストから選択したり、言葉で入力したりできる「心の健康観察アプリ『リーバー』」を導入しました。

これまでも、学校では教員一人ひとりが、子どもたちの表情や態度などを観察する中で、気になった児童・生徒に声掛けをしたり、定期的なアンケートなどを実施するなどして、子どもたちの声を聞き取ったりしてきましたが、アプリも活用することにより、今まで以上に素早く、効果的に困っている、不安な気持ちを持った子どもたちに支援の手を差し伸べることが可能となります。

学校では、子どもたちの入力状況を確認し、必要に応じて教員から声掛けをするなどして、子どもたちの支援につなげています。

また、教育委員会や教育研究所でも、子どもたちの入力状況を確認することができますので、特に心の状況の悪いイラストを選んで、気になるコメントを記入している子どもを確認し、対応しているかどうか学校に確認の連絡を入れるなどしています。幸い、ほとんどの子どもについては、教育委員会が連絡した時点で適切に声掛けがされており、これから対応予定であるというような学校からの回答をもらっています。

教員の反応にもありますが、アプリを導入したから全て良い方向に進むわけではございません。このアプリを活用していく中で、いじめに限らず子どもたちの困っている状況をいち早くつかみ、未然防止や早期対応につなげていくことが何より大事だと考えています。

続きまして、2点目の「相談体制の構築」についてです。

現在、政策課では、「相談体制の構築」について検討しています。

これは、いじめで悩む子どもの相談を受け付け、いじめの疑いのある事案につきましては、政策総務部政策課が情報を集約し、教育部学校教育課などと情報を共有する体制の構築を考えています。

こちらが、その体制の図となります。

この図の上から2つ目の箱にあります「(仮称)大磯こどもいじめ110番」を新たに設置しまして、①のいじめで悩む子どもからの相談を受け付けます。窓口相談において、②のいじめの疑いのある事案については、政策課で情報を集約いたします。そして③の学校教育課と情報共有を図り、学校教育課において④の各小中学校との情報共有を図ります。④の下の状況が次のスライドとなります。既に認知済みの事案については、継続して対応してもらい、認知していない事案であれば、学校教育課や学校に調査を開始してもらうことで、いじめの未認知を防ぐといった流れになります。

また、学校教育課での調査などの対応状況を、⑤で政策課に報告を上げていただき、政策課は町長へ報告をいたします。

そして、町長は総合教育会議において、学校教育課に対して万全の対応を求めます。

なお、⑤で受けた報告については、その上の⑥において相談窓口との情報共有を図るとともに、必要に応じて助言等をいただくことを考えています。

次に、「(仮称)大磯町子どもをいじめから守る条例について」です。

新たに制定する、この条例は、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に係る基本理念を定めます。

また、町、学校、保護者及び町民の責務や役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に係る基本的な事項を定めます。なお、この条例は新規に制定する条例となりますので、パブリックコメントを実施し、町民の皆様などからの御意見も参考にして制定の準備を進めます。

既に全国で60以上の団体においていじめの防止等に関する条例を制定しており、それらを参考に素案を作成しました。

今回の条例素案のポイント、特徴的な点としましては、1つ目が、条例制定の目的や意志を明確にするために「前文」を設けていることです。いじめは命をも奪ってしまう重大な人権侵害であることを広く町民の皆様にご認識を新たにさせていただき、いじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組みを確実に推進し、子どもたちをいじめから守ることで、夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することを目的として制定します。

2つ目が、第2条の定義に「子ども」を規定し、小中学校の児童生徒だけではなく、幼稚園・保育園の園児も対象とすることとしています。また、町立の学校や園以外に通園・通学する子どもも対象として想定しています。

3つ目が、第12条に「いじめ問題再調査委員会」を規定します。これまでは、第11条に規定しています「いじめ問題対策・調査委員会」が再調査委員会を兼ねていましたが、この条例においては、「いじめ問題再調査委員会」を町長部局の附属機関として位置付けることとしています。

4つ目が、第17条において、町立の学校や園以外の子どもが通う学校等に対して、協力を求めることができるようにしています。

5つ目が、新たな相談体制の構築を想定しまして、第14条に「相談体制の整備」、また、第18条に「町長及び教育委員会との連携」を規定しています。以上が、条例素案のポイントになります。

条例制定に向けた今後の予定ですが、11月下旬から12月上旬に掛けて町民説明会を実施し、12月から約1か月間に「条例素案に対するパブリックコメント」を実施します。

そして、2月中旬の3月議会定例会に条例案を提案する予定で、令和7年4月1日からの条例の施行をめざしています。

最後に改めて、本条例を制定することで、いじめは命をも奪ってしまう重大な人権侵害であることについて、町民の皆様の意識の醸成に取り組めます。

いじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組みを確実に推進し、子どもたちをいじめから守ることで、子どもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる

安全で安心な社会を実現し、みんながわくわく過ごせる町をめざしてまいりたいと思います。説明は以上です。

池田町長) ありがとうございました。

御質問や御不明な点、御意見などがありましたら是非お願いします。

濱谷教育長職務代理) まず、いじめ防止条例の制定について、既に60以上の団体の先行事例があると説明がありました。大磯町がいくつかのいじめ問題の解決に向けて努力されている中で、何故いじめ防止条例を策定しようとしたのか、その理由を教えてくださいませんか。

政策総務部参事(政策担当) いじめの問題については今に始まったことではないという認識であり、教育委員会が様々ないじめの対応をしています。先ほど、町長の挨拶にもありましたが、全国的にいじめの件数が増えてきています。大磯町全体を見ると、子どもたちのいじめの事案に対して顕在化しているものは対処できていると思いますが、隠れた事案がないとは限りません。言葉が違いかもしれませんが、教育委員会に漏れなくいじめの対応してもらうために、いじめが良くないこと、許されないことを町全体で取り組む必要があると考えています。教育委員会のみではなく、町部局の職員も含め、町全体で取り組んでいくという強い姿勢を持って今後臨んでいく意味を込めて条例の制定を進めています。

池田町長) 条例を制定することでいじめに対する町の姿勢を町民の皆様にはわかっていただきたいと考えています。

また、町民の皆様もいじめに対する今までの認識はあると思いますが、改めて考えていただくという趣旨で条例素案の作成をしました。

濱谷教育長職務代理) 仮称とある「いじめ110番」について、110番と聞くと少しリスクがあるように感じます。子どもたち、特に小学校低学年の子たちが、もう少し気軽に相談できるような名称であると良いと思います。パブリックコメントなどでその辺を聞けると良いと感じました。

池田町長) 「いじめ110番」は仮称であるため、正式な名称はこれから考えていくことはできます。この「いじめ110番」について、どのような相談を受け付けるかを町で検討をしています。何でも相談できるということは大事ですが、何でも相談されても困るという点もあり、子どもたちが重大性を多少持って相談してもらえるような形として「110番」という名称を使用しました。ただ、名称はこれからよく考えて決めていきます。

濱谷教育長職務代理) アプリについて先生からの感想などの説明もありましたが、その通りだと思います。入力したのに何もなかった、大した答えがこなかったということになると、何に活用されているのかという気持ちになってしまう。アプリを導入されて全児童生徒で何%くらい入力がされていますか。

学校教育課主幹(コミュニティ・スクール推進担当) 毎日、教育委員会でも入力状況を確認しているが大体50%から60%くらいです。

濱谷教育長職務代理) そのうち文字入力している児童生徒はどれくらいですか。

学校教育課主幹(コミュニティ・スクール推進担当) 中学校では健康観察と抱き合わせで入力をしていますので、「鼻水が出る」や「体調が悪い」などのコメントがある中で、イラストを選んだ際の気持ちでいじめや友達との関係をコメントする子どももいますが、「授業が長い」や「嫌いな教科がある」というコメントもあります。そのようなコメントも含めると先ほどの50%から60%のうち、3分の1程度はコメントしています。

教育長) 何事もアナログとデジタルを両方使うことが重要であり、アプリも非常に有力な要素です。それと同時に児童生徒の異変に気付くという担任の直感を大事にしていく必要があると感じています。また、50%という記入状況であるが、その中に含まれていない場合もあると想定して、アプリを利用していくのが良いと思います。

濱谷教育長職務代理) 事務局はどの位の数値を目標としていますか。

学校教育課主幹(コミュニティ・スクール推進担当) 全児童生徒に入力してもらうことが目標ですが、年度途中で導入したこともあり、順次入力できるクラスから入力しています。しかし、小学校低学年などは子どもたちだけで入力させることが難しいため、入力をできる日もあれば、そうでない日もあります。その辺りは学校長、管理職、コーディネーター及び生徒指導の学校教員と打合せを重ねながら、今年度中、来年度早々には全児童生徒が毎日入力するようにしていきたいと考えています。その反面、この入力が面倒くさいと回答している子どもが既に出てきています。そのような子どもに対して教育長が話していたような担任の直感を働かせながら、入力しなくても気を配ることが出来れば良いと考えています。

濱谷教育長職務代理) アプリを導入されて教育委員会で全児童生徒が入力することをめざしている中で、朝礼や週に2、3回授業が始まる前に入力するような会、時間を作ってみてはどうでしょうか。

大人主導でやらせると子どもの本当の意見が出てこないという見方もありますが、それ

をしていくことで徐々に子どもたちが習慣化されて、登校してアプリに自分の状況を入力してから授業という一日が始まる、そういう意識化ができます。そういった意味で大人は継続していかないといじめ問題はなかなか解決することができません。ここで新しい相談体制ができ、再調査委員会があり、条例ができます。それは親の責務、町の責務、子どもたちの責務として、そのまま条例のとおりやれば良いという感覚になってしまうことが危険と感じます。そういったことで、教育長の話した担任の直感も重要であり、継続をしながら、いじめ問題がなくなるまで永遠に続けていくという強い気持ちがあると良いと思います。

池田町長) ありがとうございます。条例を制定して終わりにはしたくないので、条例を作った上で、更に今導入しているアプリの活用や色々なものを導入しながら、いじめの解消に向けて取り組んでいきます。皆様の話を聞き、条例を制定してからが大事という意見で統一されました。

トリー委員) 条例の制定について、大磯町はやっとかという印象であり、今回、町長が目を向けていただき、とてもありがたく感じています。アプリの入力について、面倒くさいという話がありましたが、本当にそういう子どもはいますし、惰性で入力をしている子どももいると思います。問題がない子どもは良いですが、あまりアプリを活用していない子どもたちにどうやっていくか、口頭で「やりなさい」ということは簡単ですが、本当のところはアプリだけでは確認ができません。先生の人間力というか、教育長のお話の直感力もそうですが、形式化したからすぐに改善されるというわけではないので、その点は課題であると思います。いくらアプリを活用してもあくまで参考です。これはいじめだけではなく、不登校の子どもも含めて考えなければいけません。それは子ども同士の問題、先生との間、家庭との間かもしれない。その点分かるような策を考えていかないとまだまだ課題が残るように感じます。

池田町長) 条例を制定してからが大事ですので、先生に条例の精神や今後の在り方をどう伝えるか考える必要があります。先生方が条例の精神を分かっただき、子どもに伝えてもらうことで、アプリの件も含めて、この対策が功を奏します。町長の立場となって感じたことは、忙しいで終わらせてしまうと何も進みません。そういう点においてどう意識付けを変えていくか、条例ができたことで先生の意識改革にもつながると良いし、現場で活用していただけるようにしていきたいと思います。

濱谷教育長職務代理) 条例が形骸化させないため、いじめを本当になくしていきたいのであれば、ある程度カリキュラムを変えていかないといけません。調査したわけではないが、いじめをする子どもは意識が弱い子どもです。だからどちらにも転んでしまうし、本人も意識が弱いことをわかっています。その子どもたちを数的に認識するため、カリキュラム

の空いた時間でいじめに対して考える時間を作るべきです。カリキュラムがいっぱいできないうことは理由になりません。これは人権の問題であり、カリキュラムはいくらでも変えられます。そういうところに手を入れて、いじめをなくしていくことが本来のやり方であり、町民も納得していく感じがします。

トリー委員) 意志が弱い子ども、言い返せない子どもがターゲットになりやすい。子どもも指導側も人間であり、それぞれストレスがあります。今の子どもはカリキュラムも多く大変だと思いますが、カリキュラムを削って、色々な体験をさせること、心の成長を促す指導も必要です。完全にいじめをなくすことは永遠のテーマであり、きれい事で上手くいかないこともあります。一つでも多く発見し、解決していく、減らしていくように我々も努力していかなければなりません。

池田町長) 条例を制定したことを現場の先生方にきちんと伝えないといけません。いじめがあった場合にどうして良いかわからないと話す先生もいます。他の業界では色々なケーススタディを学んでから現場へ行きます。例えば、医者は処置する前にミーティングを行い、お互いのケーススタディを情報交換しています。学校の先生の場合、一人の世界に入ってしまったところがあるため、研修の形も少し変えながら改善ができると感じます。

トリー委員) 先月、大磯小学校に訪問してグループごとで話を聞きましたが、いじめがあった場合、やはり情報共有をするような話をしていたが、共有しただけでは何も変わりません。そこからどうするかということが重要ですがなかなかそこまで話を進められていません。

池田町長) 他の方から意見をもらいながらやり方を考えるようなノウハウの情報共有をした方が良いと思います。教育長の話に合った直感力を持っている先生ばかりであれば良いのですがそうではない方もいます。

教育長) 大磯町に限らず、授業のカリキュラムの進行に流されてしまう先生がいるというのは事実です。そこを何とかしてあげなければいけません。課題というより行動で示すという意味で、カリキュラムに流されないような時間を作り、子どもをしっかり見つめるということが皆様の意見でした。この条例制定や相談窓口を良いきっかけして、もう一度子どもたちに対して向き合う、見つめ合う、対話をする時間を作ります。御指摘のとおり、それに向けて学校全体で話し合っていきたいと思います。

トリー委員) 大磯式部活動のように、いじめの対応にも「大磯式」というものがあったら面白い。世間が大磯町はこれでいじめを減らしたというのが分かるようなアイデアを作っていけたら良いと思います。

濱谷教育長職務代理) 公教育には限界であり難しいと思いますが、私学の情勢、子どもたちの心掛けとして、お坊さんに来てもらい、親を大切する、仲間を大切する、兄弟を大切する、何か悪いことをするとお天道様が見ている、おじいちゃんおばあちゃんが見ています。昔から語られていることを小さな子どもたちが学ぶことでモラルの調整ができると思います。そういう精神修養、工夫をしながら、月に1回くらいは自分たちで黙想して見つめ直すものがあったら良い。教育委員会の視察で小中学校に授業提案をさせてもらうが、もう少し落ち着いた良い感じでやれば良いのにと感じています。授業が非常にタイトであり、そこについていけない意志の弱い子どもがいじめをすることにつながったりします。月に1回クラスの仲間たちを考えながら見つめる時間があったら良いと感じます。

トリー委員) クラスだけでなく、運動会のように低学年から高学年までの組があるように年代を混ぜてやっても良いと思います。昔は登校班というものがありました。今は各家庭の事情があり難しいとは思いますが、実は効果的であったかもしれません。高学年の子どもが低学年の子どもを気にしてあげる、自分よりも幼い・弱い子どもを守るということを育む第一歩であったように感じます。今は様々な事情があり登校班が無くなってしまいましたが、それに代わる学年を問わず関わる取組みをしてみても良いと思います。

濱谷教育長職務代理) 大磯町は町立学校が小中で2校ずつであるため、独自の取組みを大胆に実施しても良いと思います。

濱谷教育長職務代理) 藤沢市のいじめ防止条例は「ですます調」であり、初めて「ですます調」の条例を読んだが良いと感じました。いじめ防止条例は通常法律のような考え方とは違います。

池田町長) 濱谷教育長職務代理のお話のとおり「ですます調」でも良いと感じます。保護者だけでなく、子どもたちにも読んでもらいたいと思っています。

教育長) 子どもたちに読み聞かせるわけではないですが、十分話し合い、指導して、この条例を理解できるようにする必要があります。

トリー委員) 端的にわかりやすくしてはどうでしょうか。

池田町長) 第4条「こどもは、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。」の記載なども工夫した方が良いと思いました。「行ってはいけません。」のような言い回しはどうでしょうか。

濱谷教育長職務代理) 自分を大切にしよう、他人の命を大切にしようということを先生たちはよく言います。子どもたち一人ひとりをしっかり見つめよう、何か足りないことがあったら力を貸してあげようと言います。それが第4条であると思います。そのような子どもたちに呼びかけるような形が良いと思います。それが子どもたちの責務になります。条例の中に子どもを中心とした記載をしてそこを抜き出して、小学校低学年、高学年、中学校用リーフレットを作って子どもたちに日頃から啓発していく。それを使って学年が自分たちの取組み作っていくことにもつながります。

池田町長) もう少し柔らかく記載をしないと、保護者や町民の皆様が読む気にならないと思いました。

教育長) 子どもを中心とした記載にするという話ですが、「こどもをいじめから守る」条例とあるため、子どもは守られる側であり大人が主体の条例です。

池田町長) 子どもにもわかってもらはないといけません。

濱谷教育長職務代理) 大人たちが読んで子どもたちが生きやすい環境を作っていくとしても、それを進めるのはなかなか難しいと思います。子どもたち自らが気づきやっていくことで、未来を見る子どもたちとして成長することが出来ます。

教育長) 例えば、第7条第2項「保護者は、その保護するこどもがいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護するものとする。」をどう書き換えるのでしょうか。

池田町長) 第7条「規範意識を養うための指導」という記載はどうでしょうか。

教育長) 保護者は責任感を持って子どもをいじめから守りましょうという大きな役割を果たしていない方もいます。そういう方に対する働きかけは、町としても必要です。条例を制定するにあたり、議員の皆様から合意を得るため、保護者、社会への働きかけの要素はこの条例に必要であり、子どもに対する投げかけも必要です。

池田町長) 保護者や子どもから共感を得られるような書き方が必要である。曾田委員から何か御指摘はありますか。

曾田委員) 何も言えません。今日は発言を控えたいと思っています。

教育長) いじめ相談窓口の開設や条例制定など、今後のいじめの対策について一言いただけないでしょうか。

曾田委員) 私は大学に勤めていた際にいじめに関することを扱っていました。40年と2か月も大学に勤めていると、あまりにも多すぎてどこから話して良いかわかりません。

教育長) いじめの条例を制定することに対して反対ですか。

曾田委員) それはないです。

池田町長) 今日の総合教育会議では、いじめの条例制定、相談体制を作ることに御相談をさせていただきました。委員の皆様からはこれは前に進めようというお気持ちをいただきました。ただ、2点大事なことがあります、1つは、条例や相談体制を作るだけに終わらないこと、その後の対策をしっかりとすること、もう1つは条例の文面が保護者、子どもたちに伝わるような文面、柔らかく書いた方が良いという御指摘をいただき、大変重要な御指摘だと感じました。条例を制定するだけでなくその後のことを考えると読んで私たちの気持ちが高まるという条例にしていかなければなりません。今回の重要な御指摘は事務局で採用させていただきます。

政策総務部参事(政策担当) 本日お話のあった委員からの御指摘を反映できるように事務局で見直しをさせていただきます。条例制定の補足になりますが、条例がどのようなことを言っているのかなどについては、逐条の解説を別に作成することを事務局でも考えています。

濱谷教育長職務代理) 2点ほど発言させていただきます。被害者の保護者は「加害者が学校に通っており、うちの子どもが学校に行きたくても行く場所がない」、「何で加害者を学校に行かせているのか」、「授業に出させているのか」、「辞めさせれば良い」というクレームがあった際にどう対応していますか。

学校教育課主幹(コミュニティ・スクール推進担当) 難しい問題であるが、学校として懲戒という指導は認められています。全国的にほとんど使われていませんが、出席停止処分もやり方としてあります。スクールロイヤーが法律の観点から加害側にも教育権があり、登校させない、学習の機会を奪うような指導をしてしまうと、教育委員会の対応が法的に問題となる可能性もあると指摘しています。過去、加害側の保護者や生徒に丁寧に説明した上で、被害者側の生徒が安心して登校できるように、一時的に休ませたり、別室で学習させたりと協力した例もあると聞いています。学校の長所でもあり、欠点でもありますが、教育的アプローチをすると、被害のお子さんを最優先に考えないといけない面もある一方、加害のお子さんも学校の生徒であり、町の子どもであることから、安易に加害のお子さんを別の学校に転校をさせたり、町から転出させることは、町の対応として良くないと感じています。ただ、被害のお子さんや保護者がそういう思いをしたということを受け止めて

反省してもらおう。今後しないように行動や態度で示していただくことを粘り強くお願いします。そのような町の指導対応が手緩いと言われていいますので、条例を制定することで教育的アプローチの限界を補ってもらえるような側面もあると考えています。教育委員会としても運用を良く考え、保護者に理解いただけるようにしていきます。このいじめ法の条文で言うと、どのお子さんも被害者にもなり、加害者にもなります。いじめを受けたお子さん、保護者に丁寧に寄り添って対応していくことは大事にしているところですが、一方で加害側のお子さん、保護者の支援も必要になってくるので、教育委員会が苦しんでいる部分でもあります。

濱谷教育長職務代理) 別室登校をさせ、カリキュラムと同じ授業を別室でやるような仕組みができると思います。

学校教育課主幹(コミュニティ・スクール推進担当) タブレット端末もあるので、過去には、オンラインでつなぎ、別室で授業を聞くという対応をいじめに限らず、教室に行けない子どもに対して実施した事例もあります。しかし、毎回その対応をするとなると教員の負担も大きくなり、様々なやるべきことが多い中で、なかなか手が回らないという意見があります。

濱谷教育長職務代理) そのような対応ができれば加害の教育権を100%保障ができます。

トリー委員) 学校に行けない子どもにはフリースクール的なものを大磯には充実させていきたい。学校は行きたくないけど、フリースクールなら行くという子どもはいるはず。勉強ばかりというわけではなく、絵を描くなど好きな事から始めて心を癒しながら、本来あるべき姿に戻していくというフリースクールがあると良いと思います。

濱谷教育長職務代理) もう1点、(仮称)大磯こどもいじめ110番について、いじめの疑いがある場合、政策総務部政策課で対応とありますが、電話を受けるのは政策課ですか。

政策総務部参事(政策担当) (仮称)大磯こどもいじめ110番について、電話は政策課で受けるのではなく、参考資料1のとおり、弁護士、NPO法人、もしくは、それを専門とする事業者へ委託をして相談をいただくことを考えています。その中で、いじめと疑われる事案を政策課に情報提供いただき、教育委員会とともに解決に向けて進めていくイメージで窓口を構えていく考えです。

池田町長) 今日の皆様の御意見を踏まえて、今後進めてまいりたいと思います。

それではこれで協議事項(1)「大磯町におけるいじめ防止対策について」は終了させていただきます。

ここで一旦進行を事務局にお返しします。

政策課長) 池田町長、ありがとうございました。続きまして、協議事項(2)「児童生徒の事故等の状況について」に入らせていただく前に、冒頭でもお知らせしましたとおり、非公開の議題とさせていただきますので、傍聴されています皆様は、ここで御退席いただきます。よろしくをお願いします。

それでは、協議事項(2)「児童生徒の事故等の状況について」に入らせていただきます。再び、議長の池田町長に、議事の進行をお願いいたします。

池田町長) それでは、協議事項(2)「児童生徒の事故等の状況について」に入らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

※ 協議事項(2)「児童生徒の事故等の状況について」は非公開にて協議を行ったため、議事録から削除します。

池田町長) それでは、協議事項(2)「児童生徒の事故等の状況について」は終了させていただきます。

これで本日の議題は全て終了しました。  
それでは、進行を事務局へお返しします。

政策課長) 池田町長、ありがとうございました。

それでは、4「その他」に移らせていただきます。委員の皆様から何かございますか。  
それでは、事務局から1点御連絡させていただきます。  
また、令和6年度第2回総合教育会議の日程等の詳細につきましては、また改めて開催前に調整をさせていただきます。

それでは、これもちまして令和6年度第1回大磯町総合教育会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(以上)